

福岡女子短期大学科目等履修生規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡女子短期大学学則（以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第15条の各号の一に該当する者とする。

(入学出願手続き)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 健康診断書
- (2) 最終出身校の卒業証明書
- (3) 志願者が職業に従事している場合は、勤務先所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、教授会において選考する。

2 学長は、前項の選考により合格した者が入学手続きを完了したときは、入学を許可する。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、科目等履修生が引き続き履修を願出たときは、教授会の議を経て、1年を限度としてこれを許可することができる。

(単位の授与等)

第7条 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(科目等履修生の授業料等)

第8条 科目等履修生の入学料及び授業料の額は、次表のとおりとし、入学検定料は徴収しない。

費 別	入 学 料	授 業 料 (1単位当たり)		
		講 義	演 習	実験・実習及び実技
金 額	10,000 円	10,000 円	20,000 円	25,000 円

2 前項の規定にかかわらず、本学を卒業し、科目等履修生として入学した者に係る授業料（1単位当たり）の額は、半額とする。

3 前項については、協定校及び提携校の学生に準用する。

4 授業料は、履修を予定する科目の単位数に応じた額を入学を許可された後、直ちに納付しなければならない。

(学則の準用)

第9条 学則第9条、第10条、第11条、第26条、第27条（第2号及び第3号を除く。）、第30条、第35条、第40条及び第50条の規定は、科目等履修生に準用する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年4月1日前から引き続き履修している科目等履修生の授業料等の額は、なお従前の例による。